

不利益処分に関する処分基準 個票

保健福祉部 障がい福祉課

不利益処分の内容	知的障害者の入所措置等に要する費用の徴収	
根拠法令等及び条項	知的障害者福祉法第27条	
処分基準	根拠条項	知的障害者福祉法第27条
	参考事項	
	設定等年月日	平成26年4月1日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>知的障害者福祉法抜粋 (費用の徴収)</p> <p>第27条 第15条の4又は第16条第1項第2号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき市町村の長は、当該知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、当該行政措置に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。</p>	